		•	(福岡県)
	都道府県・ 政令指定都市名	福岡県	月旦 示 !
1	男女共同参画・女性問題に関		
	局部課(室)名	新社会推進部 男女共同参画推進課	
	担当職員数	10 人 (専任 10 人、兼任 人)	
2	国の「男女共同参画推進本語	部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)	
	名 称	福岡県男女共同参画行政推進会議	
	設置年月日・根拠	昭和 53 年 6 月 23 日 根拠: 福岡県男女共同参画行政推進会議設置要終	 阅
	長 の 役 職	知事	
3	男女共同参画に関する諮問	機関、懇談会等	
	会議の名称	福岡県男女共同参画審議会	
	設 置 年 月 日	平成 14 年 1 月 31 日	
	構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)	
4	男女共同参画に関する計画		
	計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 23 年	3 月
	名 称	弟2次福岡県男女共同参画計画	
	改定・見直しの予定時期	平成 23 年 4 月 1 日 ← 未定の場合はOをつけてください。	
_	男女共同参画に関する条例	"	
5	有の場合	名 称 福岡県男女共同参画推進条例	
	有の場合	公 布 日 平成 13 年 10 月 19 日	
		施 行 日 平成 13 年 10 月 19 日	
		改正 日 平成 年 月 日	
		改正内容	
	 無の場合	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	※ どちらかに○を つけてください。	特に検討していない	
	== + n+ h	" T-20-F-1	
6	調査時点コー 審議会等委員への女性の登		月日
	目 標 値		%
	根拠	審議会等委員への女性の登用推薦実施要領(H18.4.1改正)	
	対象となる審議会等の範囲		
	目標の対象である審議会等	調査時点コード 1 委員会等数 (91) うち女性委員を含む審議会等数 (90)
	における登用状況	延総委員等数 (1,319) 延女性委員等数 (533) 女性比率 (40.4)
	うち法律または政令に基づく	調査時点コード 1 委員会等数 (28) うち女性委員を含む審議会等数 (28)
	審議会等における登用状況	延総委員等数 (437) 延女性委員等数 (166) 女性比率 (38.0)
	法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない変議会等に	調査時点コード 1 委員会等数 (37) うち女性委員を含む審議会等数 (34)
	に置かなければならない審議会等に おける登用状況(*)	延総委員等数 (1,037) 延女性委員等数 (321) 女性比率 (31.0)

平成22年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (*) (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

延総委員等数

人材育成事業の実施の有無

有

その他(

掲載人数

委 員 の 公 募

(公表

地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況

目標値以外の目標設定 人材名簿作成の有無

人材名簿が有る場合

の

他

女性登用方策

そ

調査時点コード 1 委員会等数 (9)

89)

非公表

審議会等委員への登用推進実施要領に基づく事前協議の実施

(平成

有

有

うち女性委員を含む審議会等数 (

• 作成予定有

月現在)

女性比率 (14.6)

延女性委員等数 (13)

Ο

0

• 無

Ο

無

7 女性公務員の採用・登用状況

※該当する時点の番号にOをつけてください。

(1)管理職の	E職状況	調査時点コー	ド ① 平成22年4	1月1日 2	平成2	2年5月1日 3	その他:平成	年 月 日					
		管理職総数					女性管理職の内訴						
		日生戦心奴	うち女性管理職数	女性比	上率	部局長クラス	次長クラス	課長クラス					
		(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)					
		(A)	(B) = (C+D+E)	(B/	4)	(C)	(D)	(E)					
本庁	計	422	15	3.6		1	2	12					
本/1	うち一般行政職	400	13	3.3		1	2	10					
支庁·地方	計	353	12	3.4		0	0	12					
事務所	うち一般行政職	306	8	2.6		0	0	8					
全体	計	775	27	3.5		1	2	24					
土件	うち一般行政職	706	21	3.0		1	2	18					
再掲	警 察 本 部	95	0	0.0		0	0	0					
料		115	6	5.2		0	0	6					

(2	り女性公務員の採用状況	平瓦	战21年4月1日~22年3月31日

	総 数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	463	72	15.6
うち 警察本部	352	23	6.5
中 級	48	26	54.2
うち 警察本部	10	6	60.0
初 級	183	29	15.8
うち 警察本部	157	17	10.8
全 体	694	127	18.3
うち 警察本部	519	46	8.9

(3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに〇をつけてください。

- 1. 女性の採用目標の設定 具体的目標(
- 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標(
- 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
- 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
- 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
- 6. その他 (内容:

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	福岡県男女共同参画センター	愛称・通称 あすばる										
設置年月日	平成 8 年 11 月 22 日	施設形態 単独施設 〇 複合施設										
	『便番号: 816-0804 住 所: 福岡県春日市原町3丁目1番地の7											
所在地等	武番号: 092-584-3739 FAX番号: 092-584-1262											
	ホームページ:http://www.asubaru.or.jp/top.htm											
	1. 施設管理 直営(担当部局名:)										
	〇 指定管理者(名称: 財団法人 福岡県地	域福祉財団)										
	その他()										
管理·運営主体	2. 事業運営 直営(担当部局名:)										
※1~3について、該	指定管理者(名称:)										
当するものにOをつ け、記入してください。	〇 その他(財団法人 福岡県女性財団)										
	3. その 他 直営(担当部局名:)										
	指定管理者(名称:)										
	その他()										
職員数	117 117111	·算額 平成22年度 81,373 千円										
	*実施しているものに〇を付し、主な事項を記入してください	\ °										
主な事業	〇 1. 広報啓発(主な事項: 情報誌発行等)										
	○ 2. 講座(主な事項: 地域づくり等 ○ 3. 相談事業(主な事項: 総合相談等)										
男女共同参画・	○ 3. 相談事業(主な事項: 総合相談等○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書等の収集、ホームへ	/ 										
し、もの	5. 苦情処理(主な事項: 凶音等の収集、ホーム・	・ ノによる旧私従 穴寺										
	○ 6. 交流促進(主な事項: フォーラムの開催等)										
	○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 地域)	, リーダー養成講座)										
	8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:)										
	〇 9. 調査研究(主な事項: 県民グループ調査研究活動)										
	10. その他(主な事項:)										

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	財団	f 0 f 4 D 4 D							基金·基	本財産額	200,000	千円
設置年月日	平成	8	年	4	月	1	日		出資者		福岡県	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 民間団体の組織化((2)へ)
- O 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
- 〇 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
 - 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
- 〇 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
- 〇 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
 - 7. チャレンジ支援ネットワーク
 - 8. その他 (主な事項:

→(2)民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協	〇 有 名称等: 福岡県男女共同参画推進連絡会議	加盟団体数	52団体
議会等の有無	石	会 員 数	約20万人
地方公共団体からの 助成・委託事業実施の	有	•	•
有無	O 無		
	〇 1. 定例会議(情報交換会等)の開催		
活動内容	〇 2. 機関誌の発行		
ツ字体していてものに	3. 広報啓発パンフレット作成		
※実施しているものに Oをつけてください。	〇 4. その他 (内容:みらいねっとフォーラム)

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況 ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
 - 2. 市町村職員研修会の開催
 - 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 / 名 称 :

交付先 :

7. その他 / 内容:

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

- (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施
 - 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 〇 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- O 3. その他 内容: 女性職員が自己の能力向上や仕事と家庭の両立等自らの働き方について考える機会を設けるとともに、女性職員同士のネットワークの構築を図ることを目的とした研修を実施。

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	21年度予算 (千円)	22年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	351,926	309,574	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.0222 %	0.0195 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 平成22年度実施予定事業

_	K22年及吴旭アと争来 NATE事業の内容 ※세	闌が足りない場合には適宜増やして記入してください。		
	名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
	委員会·懇話会 福岡県男女共同参画審議会	県の施策に対する意見、重要事項の調査審議等	20人	年3回
	広報啓発 男女共同参画白書の作成 あすばる男女共同参画フォーラ ム	男女共同参画の推進状況、施策に関する報告講演・活動発表	3,700人	11月頃 11月
	女性に関する暴力防止に関する 広報	ポスター等		11月
	講座 トップリーダー啓発事業	各種団体のトップリーダーが集まる研修会等に講師を派 遣		通年
. 4.	相談事業	民生委員に対する暴力防止に関する研修の実施 婦人保護に関する知識等の研修会 総合相談、専門相談等		10~12月 通年 通年
	配偶者暴力相談支援センター事業			通年
5.	情報収集・提供	婦人保護に関する相談 協働事業の実施		通年
	市町村担当課長会議の開催 市町村担当者会議の開催 配偶者からの暴力防止対策連 絡協議会	機関連携のあり方等		夏頃 夏頃 秋頃
	苦情処理 審議会の設置	苦情処理部会の設置		その都度
7.	交流促進			
8.	企業・NPO法人との連携・働きかけ			
	国際交流・海外派遣事業 女性研修の翼	訪問先:ドイツ、フィンランド	20人	11月
10.	調査研究			
	その他 男女共同参画の記念事業	男女共同参画の推進に顕著な功績があった企業、団体、 個人の表彰を行う	1,000人	11月
	女性に対する暴力防止キャン ペーン	婦人相談員等による啓発資料の配布		11月
	困難を抱える女性支援団体育成 事業	母子家庭や配偶者からの暴力被害者に対し、きめ細やか で実践的な支援を実施する団体に助成		通年
			š	

R 道府県名	福岡県

以下のデータの調査時点をお答えくた	さい。(該当	する時点に	〇をつけ、その他の場合は調査年月日	も記入してくた	ごさい。)			
平成22年4月1日現在	0		平成22年5月1日現在			その他:平成 年 月	日現在	

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知 事 ※該当する方に○をつけてください	女性	〇 男性	任期:平成 1	9 年	4	月 23	日	~	23	年	4	月	22	日
副知事		3	人 (女性	1 .	人、	男性	2 人	()						

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等 *平成22年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、22年3月に内閣府が把握したものを下記に掲載しております。 新たに追加・変更・廃止等ございましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入していただけますようお願いいたします。

		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない ものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1	都道府県防災会議	47	1	2.1	
		国土利用計画地方審議会	17	6	35.3	
	3	土地利用審査会	7	3	42.9	
	4	都道府県交通安全対策会議	23	2	8.7	
×	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	35	13	37.1	
	7	精神医療審査会	20	7	35.0	
	8	都道府県生活衛生適正化審議会	17	7	41.2	
	9	都道府県医療審議会	29	8	27.6	
	10	准看護師試験委員	11	5	45.5	
	11	麻薬中毒審査会	5	4	80.0	
	12	地方社会福祉審議会	35	14	40.0	
		地方障害者施策推進協議会	23	10	43.5	
		国民健康保険審査会	9	4	44.4	
		都道府県農業共済保険審査会	9	4	44.4	
		都道府県森林審議会	15	6	40.0	
		都道府県建設工事紛争審査会	11	0	0.0	
		建築審査会	7	3	42.9	
		都道府県建築士審査会	8	2	25.0	
		都道府県都市計画審議会	32	2	6.3	
		開発審査会	7	3	42.9	
		私立学校審議会	13	4	30.8	
		石油コンビナート等防災本部	34	0	0.0	
×		公害健康被害認定審査会	34	0	0.0	
×	25	安表酸化物総量削減計画又は粒子比物質総量削減計画に定められるべき事項				
×	26	都道府県児童福祉審議会				12と統合
		地方港湾審議会	25	5	20.0	1201000
×		土地区画整理審議会	20		20.0	
		教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
		スポーツ振興審議会	20	8	40.0	
		介護保険審査会	27	12	44.4	
		道府県固定資産評価審議会	11	3	27.3	
		感染症診査協議会	41	14	34.1	
		警察署協議会	400	144	36.0	欠員6
		土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	八貝0
		住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
-		国民保護協議会	37	2	5.4	
-		地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×		地方独立行政法人評価安員芸 市街地再開発審査会	9		40.0	
^			E	0	0.0	
		都道府県職員委員会	5	U	0.0	1100 0 + 4.÷
×		市町村合併推進審議会	1			H22.3末付廃
×		自然再生協議会	-	-	40.0	
		公益法人等認定審議会	5	2	40.0	
		後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
_	45	留置施設視察委員会	6	1	16.7	
×	46	及び協病者の受入れの美池に係る連絡調整を行うにめの協議会				
		合 計	1,037	321	31.0	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数									
	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考				
1	教育委員会	6	2	33.3					
2	選挙管理委員会	4	0	0.0					
3	人事委員会	3	0	0.0					
4	監査委員	4	0	0.0					
5	公安委員会	5	1	20.0					
6	都道府県労働委員会	20	3	15.0					
7	収用委員会	7	2	28.6					
8	海区漁業調整委員会	30	3	10.0					
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0					
	合 計	89	13	14.6					